

鹿児島県水素エネルギー利用促進事業業務委託プロポーザル実施要領

はじめに

鹿児島県（以下「本県」という。）では、鹿児島県水素利用促進事業業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたり、民間の保有する知識と経験、技術力により、効率的かつ的確な実態調査を行い、実効的な事業展開策を検討するため、本業務において最も適した委託予定事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」を採用するものである。

なお、本募集は経済産業省の令和8年度エネルギー構造高度化・転換事業促進事業費補助金の交付決定を前提に行うものであり、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性があることに留意すること。

1 実施要領の定義

本実施要領（以下「本要領」という。）は、本業務を実施する委託予定事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 業務の名称

鹿児島県水素エネルギー利用促進事業業務委託

3 業務の目的

本県では、水素エネルギーの利活用を進めるため、「水素社会を見据えた取組方針（平成27年度）（以下「取組方針」という。）により本県の取組方針を定め、「水素社会の実現に向けたロードマップ（令和元年度）」（以下「ロードマップ」という。）により、短期（令和7年頃）、中期（令和12年頃）、長期（～令和32年頃）のマイルストーンごとに、具体的な目標や行動計画を定め、導入可能な水素利用モデルについて取組を進めてきた。

ロードマップにおいては、水素社会の実現に向けた進展状況や、国や本県の水素に関わる方針などの決定や変更にあわせて、適宜見直しを行うこととしている。

令和8年度は、ロードマップの短期と中期の目標年度の間期にあたるが、国の方針の変化や本県の水素社会の実現に向けた進展状況等を踏まえた見直しが必要な状況となっている。

このため、令和8年度において本県の水素に関わる現状を整理し、今後の方針を見直すとともに、水素に関心のある事業者間の課題共有等を図り、水素サプライチェーン構築の事業化に向けた検討を行う。

4 業務の内容

(1) 委託業務の内容

仕様書のとおり

(2) 履行期限

令和9年3月10日（水）

(3) 契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとし、上限提案価格は、消費税及び地方消費税（消費税率10%）を含め22,000,000円とする。

なお、提案価格が上限を超える場合は、失格とする。

5 応募参加資格

このプロポーザルに応募できる者は、本県が求める業務を履行することができる企画力、技術的能力及び実績を有し、次の要件すべてを満たしている者とする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日以降参加表明書類提出時点までに、国又は地方自治体が実施する同種の業務を元請けとして発注し、適切に業務を履行した実績を有する者であること。
同種業務：水素利用モデルや水素サプライチェーンの構築等に関する調査・検討または計画策定業務
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、本県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (4) 現に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく本県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 本県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年 9 月 27 日制定）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他本県知事が適当でないと判断する者を除く。

6 企画提案内容

- (1) 取組方針・ロードマップの見直しのための検討
水素エネルギーをめぐる社会情勢や関連技術の動向等の必要な情報収集を行い、本県の水素に係る現状と地域特性を踏まえた課題整理・分析を行うとともに、本県の地域特性を生かした実効性のある今後の取組の方向性と目標、行動計画を提案すること。
- (2) 水素サプライチェーン構築に向けた事業者の取組支援
インタビュー調査の候補対象事業者の選定方法と本事業で実施するワーキング・グループでの協議・検討内容等について、理由を明確にした上で提案すること。
- (3) その他、今回の業務遂行においてアピールできる点等（仕様書に付加して実施可能な企画の提案を含む。）

7 スケジュール

項目	日程
① 公告（実施要領等の公表）	令和 8 年 4 月 15 日（水）～ 令和 8 年 5 月中旬（予定）
② 質問等の受付（※ 1）	令和 8 年 4 月 15 日（水）～ 令和 8 年 4 月 22 日（水）
③ 参加表明書の受付（※ 1）	令和 8 年 4 月 15 日（水）～ 令和 8 年 5 月 13 日（水）
④ 企画提案書類の受付（※ 1）	令和 8 年 5 月中旬（予定）（※ 2）
⑤ 企画提案書類の内容確認・審査	令和 8 年 5 月下旬（予定）

⑥ 最優秀提案者の決定	令和8年6月上旬（予定）
-------------	--------------

- ※1 書類の提出はすべて、午後5時15分必着とする。
- ※2 本委託は、令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金（経済産業省）を財源に実施している。企画提案書類の受付は、同補助金の交付決定後に実施する必要があることから、期日が決まり次第ホームページで周知する。

8 応募に必要な資料

(1) 応募書類の交付

応募書類については、次のとおり交付する。

① 交付方法	本県のホームページに掲載しているデータのダウンロードによる (URL : https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/suiso/puropo.html)
② 交付資料	ア 鹿児島県水素エネルギー利用促進事業業務委託プロポーザル実施要領 イ 鹿児島県水素エネルギー利用促進事業業務委託仕様書 ウ 応募様式（別紙様式1～9）

(2) 応募書類の提出

ア 参加表明書の提出

企画提案に参加する者は、次により事前に参加表明書類を提出するものとする。

提出期間	令和8年4月15日（水）～ 令和8年5月13日（水）
提出方法	提出書類一式をPDFにまとめ、下記メールアドレスに電子媒体で送信すること。 ※ 電子メール送信後、電話により受信の確認を行うこと
提出先	鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課エネルギー高度化係 住 所：鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電 話：099-286-2417（直通） E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明書（別紙様式2） 参加資格確認申請書（別紙様式3） 業務実績調書（別紙様式4） 県税の納税報告書 発行から3箇月以内のもので、現に県税の滞納がないことを証明するもの（本県内に事業所を持たない事業者は提出不要） 別紙様式4の記載内容が確認できる書類

イ 企画提案書類の提出

提出期間	令和8年5月中旬（予定）
提出方法	アの提出後、エネルギー対策課から送付された提出書類データアップロード用URLにPDFにまとめた応募提出書類一式をアップロードする。 ※ アップロード後、電話により受信の確認を行うこと
提出先	鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課エネルギー高度化係 住 所：鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電 話：099-286-2417（直通）

	E-mail : ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書（別紙様式 5） ・ 業務実施体制調書（別紙様式 6） ・ 予定担当者の経歴調書（別紙様式 7） ・ 技術提案書（別紙様式 8） ・ 価格提案書（別紙様式 9） ・ その他企画提案を説明するのに必要な書類

(3) 企画提案書類の作成及び記載上の留意事項

「別表 1（各様式の記載上の留意事項）」により作成すること。なお、文字サイズについては原則 10.5 ポイント以上とする。

(4) その他

- ア 提出された応募書類について、県から内容に関する質問及び補正を命じることがある。
- イ 企画提案書類については、提出後の撤回、内容の修正又は再提出は認めない。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。

9 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として「質問書」（別紙様式 1）を提出するものとする。なお、電話や口頭での質問は受付けない。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時 15 分必着
- イ 提出先 鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課エネルギー高度化係
E-mail : ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
- ウ 提出方法 電子メール（電子メール送信後、電話により受信の確認を行うこと。）

(2) 回答

- 質問に対する回答は、次のとおり行う。
- ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- なお、質問者の事業者名は公表しない。
- ア 回答方法 鹿児島県のホームページに随時掲載する。
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

10 委託予定事業者の選定

(1) 選定方法

- ア 提出された企画提案書類に基づき、鹿児島県水素エネルギー利用促進事業業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、最も優れた企画提案を行った者を契約締結候補者として選定する。
- イ 契約締結候補者は、鹿児島県エネルギー対策課と具体的な委託内容及び履行について協議を行い、その内容について合意した後に、契約の手続きを行う（企画提案内容は、協議の上で変更する場合がある）。

ウ 参加事業者が1者の場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

エ プレゼンテーションは実施しない。ただし、企画提案書の内容について個別にヒアリングを行う場合がある。

(2) 審査基準

提出書類等の内容を基に、選定委員会が別表2により審査し、本業務委託契約の相手方を選定する。

11 委託予定事業者の選定結果の通知

- (1) 審査の結果、上限提案価格（22,000,000円（税込））の範囲内で、総合評価点が最も高い業者を委託予定事業者として選定する。

選定結果は次のとおり通知する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

①日時	令和8年6月上旬（予定）
②方法	すべての応募者に文書により通知する。

12 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、又は取りやめることができる。

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 本県の水素サプライチェーン構築に資すると判断できる追加提案があれば、契約上限額を超えない範囲で委託業務の内容を確実に履行することを条件に、積極的に提案すること。
なお、追加提案がわかるように作成すること。
- (3) 提出された企画提案書類は、本業務における委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (4) プロポーザルに係る一切の費用については、応募者の負担とする。
なお、提出された応募書類は返却しない。
- (5) 応募書類の提出期限以降の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (7) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が本県の定める物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年3月28日告示第416号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、本県は一切の損害賠償を負わない。
- (8) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (9) 選定の過程や審査結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき対

応ずる。

- (10) 本事業は、令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金（経済産業省）を財源に実施しており、本公募は、同補助金の交付決定を前提としたもので、交付決定後に効力を生じるものである。したがって、交付決定額に変更等があった場合は、仕様書の変更や契約を締結しないことがある。また、当該委託契約は、同補助金の交付決定後に確定するものとする。

14 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称 鹿児島県商工労働水産部 エネルギー対策課 エネルギー高度化係
(2) 所在地 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
(3) 連絡先 電話：099-286-2417（直通） F A X：099-286-5686
（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp

別表1（企画提案書類の記載上の留意事項）

様式	記載事項	記載等に関する留意事項
5	企画提案書	代表者名を記入すること。
6	業務実施体制調書	配置予定の主担当者及び担当者を記載すること。
7	予定担当者の経歴調書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の主担当者及び担当者について、業務経歴等を記載すること。なお、調書は担当者ごとに作成すること。 ・ 保有資格等が確認できるもの（資格証の写し等）を添付すること。 ・ 本業務と同種業務の従事経験等について記載すること。 同種業務：水素利用モデルや水素サプライチェーンの構築等に関する調査・検討または計画策定業務 ・ 手持ち業務の状況は、本業務の契約予定期間内に従事する他の業務を全て記載すること。（ただし、契約金額が税込400万円を超えないものについては記載を省略する。）
8	技術提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の項目について、分析理由等を含め、簡潔且つ具体的に記載すること（枚数の制限はない）。また、自社のノウハウや強みについても併せて記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 水素エネルギーをめぐる社会情勢や関連技術の動向について ② 水素エネルギーをめぐる本県の現状と課題について ③ 本県の取組方針及びロードマップ（目標・行動計画）の見直しの提案について <ul style="list-style-type: none"> ア 長期的な視点を見据えた今後の取組の方向性と、令和12年度までの目標・行動計画を提案すること。 イ 目標等については、現行目標等にとらわれることなく、本県における水素の進展状況や、国の方針を踏まえ、幅広い視点を持った方向性を検討するとともに、本県の地域特性を生かした実現可能な取組方針と目標、具体的な行動計画を提案すること。 ④ 水素サプライチェーン構築に向けた事業者の取組支援の提案について <ul style="list-style-type: none"> インタビュー調査の対象事業者の選定方法と本事業で実施するワーキング・グループでの協議・検討内容等について、具体的な実施方法を理由を明確にした上で提案すること。 ⑤ 業務のスケジュール ⑥ 業務体制 ⑦ 進捗管理の方法
9	価格提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書及び技術提案書へ記載した内容を踏まえて、業務に必要な経費を算定すること。 <p>※契約時に、見積書の提出を再度求めることがある。</p>

別表2（評価項目・基準）

1 予定担当者の経験及び能力（15点）

区分	評価の着目点		配点	
			主担当者	担当者
予定担当者の経験及び能力	能力	資格等	以下のいずれかの資格等を有する場合は評価する。 ・技術士資格（電気電子部門）保有 ・技術士資格（環境部門）保有 ・博士号取得（本業務に関する分野・部門のものに限る） ※担当者については一人以上該当した場合に評価する。	
	業務経験	経験業務年数	本業務と同種の業務について、経験年数（同業他社での経験年数を含む）を下記の順位で評価する。 ① 10年以上 ② 5年以上 ③ 3年以上 ※担当者が複数配置されている場合は、最も年数が長い担当者について評価する。	
	専任性	手持ち業務量	手持ち業務の状況について以下の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が1件以下 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3件以上 ※担当者が複数配置されている場合は複数の担当者の手持ち業務の平均件数を評価の対象とする。	

2 業務実施体制（10点）

区分	評価の着目点		配点
		判断基準	
業務実施体制等	業務実績	同種業務	平成28年4月1日以降の同種業務の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が3件以上 ② 同種業務の実績が2件 ③ 同種業務の実績が1件
		業務体制等	業務を適切に履行できる体制となっているか。

3 実施方針等 (65点)

区分	評価の着目点		配点
		判断基準	
実施方針等	業務理解度	総合的理解度	業務目的の総合的な理解度が高い場合に優位に評価する。 5点
		個別提案	以下の項目について、十分な見識があり、分析手法が高い順に優位に評価する。 ① 水素エネルギーをめぐる社会情勢や関連技術の動向 ② 水素エネルギーをめぐる本県の現状と課題 ③ 本県の取組方針及びロードマップ（目標・行動計画）の見直しの提案 15点
			水素サプライチェーン構築に向けた事業者の取組支援の提案について、分析手法が高く、実施方法が効率的かつ効果的な順に優位な評価する。 15点
	専門・実務性	専門性	見識が十分であり、専門的な技術力が高いと認められる場合に優位に評価する。 10点
		実務性	内容に説得力があり、確実に遂行できる実務能力が高いと認められる場合に優位に評価する。 10点
	実施手順	フロー 実施工程	業務実施手順を示す実施フローの妥当性及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 5点
		進捗管理	適宜、調査状況の報告が行われ、進捗状況の管理や先を見通した対応が図られる場合に優位に評価する。 5点

5 提案価格 (10点)

様式9「価格提案書」に記載された提案価格が上限提案価格の範囲内であることを確認した上で、提案価格を点数換算し、価格評価点とする。なお、上限提案価格を超える場合は失格とする。

<価格評価点の算出方法>

- ① 価格評価点の配分点は10点とする。
- ② 価格評価点は、以下の算出式によるものとし、有効桁数は小数点第四位とし、小数点第五位を切り捨てるものとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{提案価格} / \text{上限提案価格})$$